

林地崩壊防止事業（県単）

◎事業の内容

集落等に隣接する林地に崩壊等が発生し、人命財産等に直接危害を及ぼすおそれがあるものについて、林地の保全上必要な施設を新設し再度災害を防止する事業

◎施行主体

市町村

◎採択基準

人家1戸以上

1箇所の復旧事業費が100万円以上

◎負担率

- A 住民税非課税世帯
→県 【事業費×1/2】

- B 世帯の最高所得者の
住民課税標準額250万円未満
→県 【（事業費－100万円）×1/2】

- C 世帯の最高所得者の
住民課税標準額250万円以上
→県 【（事業費－200万円）×1/2】

※事業費【営繕費・工事雑費・事務雑費を除く】